

岩手県地震・津波対策アクションプログラム

【平成 22 年度～平成 29 年度】

平成 22 年 3 月

岩 手 県

< 目 次 >

はじめに

岩手県地震・津波対策アクションプログラムの構成	2
-------------------------------	---

第1章 アクションプログラムの策定方針 3

1 どうしてアクションプログラムを策定するのか？（策定の背景）.....	4
2 どういうアクションプログラムにするのか？（基本的な考え方）.....	5
3 誰が、アクションプログラムを進めるのか？（実施主体）.....	7
4 アクションプログラムの進み具合や見直しはどうするのか？（進行管理）	7
5 アクションプログラムの基本理念図	8
6 アクションプログラムの体系図	9

第2章 体系ごとの個別アクションの内容 10

1 自助・共助・公助による地域防災力の強化	
（1）自らの身を自らが守ると意識の醸成（自助）.....	12
（2）地域の安全を地域が守る体制の整備（共助）.....	15
（3）実効的な防災体制の整備（公助）.....	18
2 地震・津波に強いまちづくりの推進	
（1）耐震化の推進	21
（2）地震や津波に強い施設づくり	24
3 機能的な体制の整備	
（1）災害応急体制の整備	26
（2）生活支援体制の充実	30

岩手県地震・津波対策アクションプログラムの構成

第1章 アクションプログラムの策定方針

1 策定の背景

どうしてプログラムを
策定するのか？

- ▶ 近い将来発生する大規模な地震への備え
- ▶ 国の地震防災戦略における「地域目標」の位置付け
- ▶ 「自助」「共助」「公助」のレベルアップ
- ▶ 現状と課題のギャップの解消

2 基本的な考え方

どういうプログラムに
するのか？

- ▶ 基本理念
- ▶ アクションプログラムの策定
- ▶ 対象地震
- ▶ 減災目標の設定
- ▶ 目標の達成時期 ▶ 基本的な体系

3 実施主体

誰がプログラムを
進めるのか？

- ▶ 県民の役割
- ▶ 地域団体・事業者の役割
- ▶ 行政の役割

4 進行管理

進み具合や見直しは
どうするのか？

- ▶ 毎年、達成状況のフォローアップを実施
- ▶ 必要に応じ個別アクションの見直しを実施

5 アクションプログラムの 基本理念図、体系図

プログラムの全体像を
簡単に知りたい

- ▶ 基本理念図
- ▶ 実現のための基本方向及び施策の柱に沿い、具体的な施策の内容の概略を明示

第2章 体系ごとの個別アクションの内容

- ▶ 施策の柱ごとに個別アクションを体系的に整理し、個別アクションごとの具体的な数値目標、達成時期、担当部局・課室について、一覧表形式で明記

第1章 アクションプログラムの策定方針

1 どうしてアクションプログラムを策定するのか（策定の背景）

（１）**近い将来発生する大規模な地震への対応**

日本海溝・千島海溝周辺のプレート境界やプレート内部では、約40年間隔で繰り返して発生する宮城県沖地震や津波により甚大な被害をもたらした1896年の明治三陸地震津波、1933年の昭和三陸地震津波など、マグニチュード7や8クラスの海溝型地震が多数発生しています。

このような状況を踏まえ、国の地震調査研究推進本部では、三陸沖から房総沖にかけての地震活動に関する評価を実施しており、平成22年1月1日現在の公表によりますと、宮城県沖地震については、10年以内の発生確率が70%程度、今後30年以内の発生確率が99%と極めて高い発生確率となっております。

（２）**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略における「地域目標」策定の要請**

平成15年7月から中央防災会議の専門調査会において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策について検討が進められるとともに、平成17年9月には「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策に関する特別措置法」が施行され、被害の軽減のため、全国的な視点からの総合的な地震防災対策を進めることとされました。

その後、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」の報告を踏まえ、平成20年12月の中央防災会議で「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」が決定され、今後10年間に達成すべき定量的な減災目標とその具体的な実現方法等が定められました。

この地震防災戦略においては、地方公共団体に対して、地震防災戦略を踏まえ、数値的な目標水準、達成時期、対策の内容等を明示する「地域目標」を定めることを要請しており、地方公共団体は「地域目標」の設定に努めることとされました。

（３）**「自助」「共助」「公助」による取り組みの推進**

災害等の発生に対し、地域の安全を地域が守ることにより県民の被害が軽減されるよう、地域において、「県民が自らの身を自らが守る意識の醸成（自助）」、「地域の安全を地域が守る体制の整備（共助）」、「実効的な防災体制の整備（公助）」のそれぞれの分野におけるレベルアップにより、地域の防災力を強化する必要があります。

本県の防災対策については、災害対策基本法に基づき岩手県地域防災計画を策定し、県、市町村及び防災関係機関が一体となりながら災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に取り組んでいるところですが、その対策を進めるうえでの具体的なアクションと目標水準を定めながら、より着実に推進しようとするものです。

（４）**防災対策の現状と課題のギャップの解消**

前述のとおり、岩手県地域防災計画に基づき、総合的な防災対策に取り組んでいるところですが、平成20年は6月と7月の2度にわたる大規模な地震を経験し、現在の防災対策上の課題も明らかになりました。

その課題については、個別に検証を進め、順次改善を図っているところですが、課題に対する具体的な対策の内容と目標をしっかりと定めながら、可能なものからすぐに取り組むという姿勢の下に、取り組みの実効性をより高め、一刻も早く、近い将来高い確率で発生する宮城県沖地震などの大規模な地震に備える必要があります。

2 どういうアクションプログラムにするのか（基本的な考え方）

（１）基本理念

近い将来極めて高い確率で発生する宮城県沖地震などの大規模な災害に対し、県民が一体となりながら事前に備えるとともに、災害発生時には関係機関相互の連携の下に迅速かつ適切な対策を実施し、「被害を最小限にとどめ、安全・安心な暮らしの確保を目指す」ことを基本理念とします。

（２）アクションプログラムの策定

平成 20 年 12 月に中央防災会議で決定した「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」の趣旨を踏まえ、本県の「地域目標」について、岩手県として取り組む施策を整理、体系化し、施策ごとの目標数値を示した「岩手県地震・津波対策アクションプログラム」を策定し、減災目標の効果的な実現に向け、戦略的かつ集中的な対策を推進します。

（３）対象地震

対象地震は、平成 16 年に「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」で被害想定を実施している**明治三陸地震、昭和三陸地震及び想定宮城県沖連動型地震**とします。

（４）減災目標

被害想定を実施している**明治三陸地震、昭和三陸地震及び想定宮城県沖連動型地震の人的被害・建物被害を、平成 29 年度末までに半減**することを目標とします。

【考え方】

- 今回のアクションプログラムにおけるそれぞれのアクションの実施による減災効果について、すべて一定の定量化で示すことが出来れば解りやすいと思われませんが、本県で実施している平成 16 年の「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」では被害想定が極めて限定的な項目に限られていること及び防災教育の推進、自主防災組織の充実強化、防災訓練の充実など、減災効果の定量化が困難なアクションが多くあることから、**それぞれのアクションの数値目標が達成されることにより、減災目標で掲げた人的被害・建物被害を半減することが出来るものとしたもの**です。

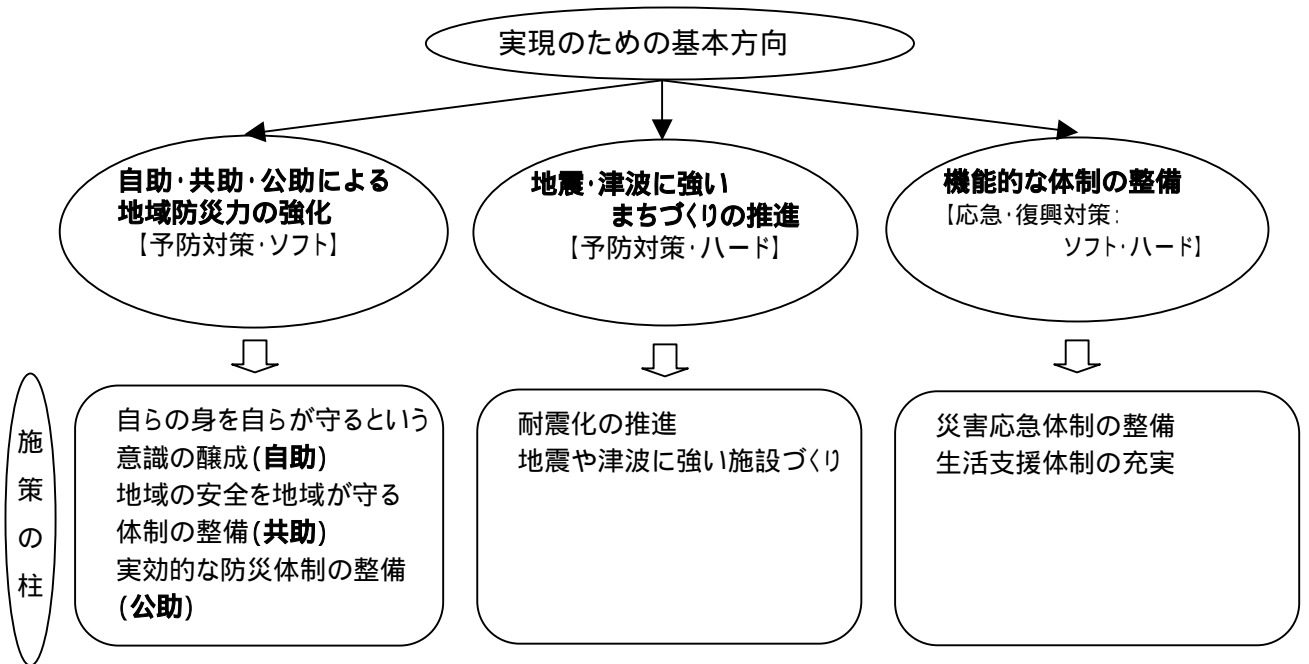
被害想定調査について、想定項目を増やすなどして再度やり直すことは、多くの費用と時間を要するため、本県としては、取り組みが可能な対策を迅速かつ集中的に推進することにより減災効果を図りながら、近い将来高い確率で発生する大規模地震に備えようとするものです。

- この目標は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略の目標（10 年後の平成 29 年度末で死者数を 4～5 割減、経済被害額を 1/4 減）を参考としながら、岩手県としての平成 29 年度末までの到達点を示したものです。
- 被害想定は、平成 16 年度に実施した「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査報告書」を基にします。

(5) **目標の達成時期**

大規模地震対策の実施及びその効果の発現には、厳しい財政状況の中、ある一定の期間を要するところではありますが、宮城県沖地震の切迫性から、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略の達成目標年次に合わせ、本県の達成時期も**平成29年度末**とします。

(6) **アクションプログラムの体系**



注) ソフト対策：避難行動、防災教育等、人が中心の対策のこと。

ハード整備：水門、防潮堤等、構造物によって被害の軽減を図る対策のこと。

3 誰が、アクションプログラムを進めるのか（実施主体）

発災時の被害を最小限にするためには、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの分野における取り組みが重要となります。

そのためには、**県、市町村、防災関係機関、企業、町内会や自治会などのコミュニティ及び県民のあらゆる力を結集しながら、それぞれの役割に基づいて、アクションを積極的に進めていく必要があります**、このアクションプログラムはそうした様々な実施主体を想定したアクションをまとめているものです。

なお、それぞれの実施主体に期待される主な役割は、次のとおりです。

県民

自らの身は自らが守るという「自助」の考え方に基づく**個人及び家族**

【期待される主な役割】

- ・ 防災に関する正しい知識を持つ
- ・ 災害時において、自らの地域が持つ危険性などを予め把握しておく
- ・ 住宅の耐震化、家具の固定、食料の備蓄など、日頃から災害への備えを行う
- ・ 地域の防災訓練に積極的に参加し、対応力の向上に努める
- ・ 発災時には、冷静、迅速に防災行動の判断を行う

地域団体・事業者

地域の安全は地域が守るという「共助」の考え方に基づく**町内会や自治会などで結成する自主防災組織、NPO、ボランティア及び企業など**

【期待される主な役割】

- ・ 住民相互による助け合いの意識を醸成し、発災時には、お互いに連携しながら、初期消火、避難誘導及び救護活動などを行う
- ・ 企業として、防災計画・事業継続計画（BCP）を作成する
- ・ 地域の防災訓練に積極的に参加し、対応力の向上に努める

行政

実効的な防災体制の整備を図るという「公助」の考え方に基づく**県、市町村及び防災関係機関など**

【期待される主な役割】

- ・ 県職員及び市町村職員の災害対応力を強化し、迅速かつ確かな防災対応を展開
- ・ 住民に対する防災意識の啓発や高揚を図る
- ・ 自主防災組織など地域防災力の向上への取り組みに対する支援
- ・ 地震や津波に強い施設整備の促進

4 アクションプログラムの進み具合や見直しはどうするのか（進行管理）

厳しい財政状況の中、ハード面のみならずソフト面からも計画的に施策を実施していくことが重要であり、アクションプログラムでは個別アクションごとに目標の達成時期を明記しておりますので、**毎年、その目標に向けての達成状況のフォローアップを行い、着実かつ継続的な実施を促進していきます**。

また、取り巻く環境の変化や新たな課題に適合したアクションプログラムを目指しますので、**必要に応じてアクションを見直し、弾力的に対応していきます**。

岩手県地震・津波対策アクションプログラムの基本理念図

【目指す将来像】

安全・安心な暮らしの確保
被害の最小化
(減災)

なぜプログラムの策定が必要か

発生が想定される
宮城県沖地震

自助、共助、公助に
よる取組みの推進

防災施策の現状と
課題のギャップ解消

岩手県地域防災計画

具体化し、目標を定め、実行に移す

岩手県地震・津波対策アクションプログラム

【減災目標】

平成29年度末に目標達成

被害想定を実施している明治三陸地震、昭和三陸地震及び想定宮城県沖運動型地震の人的被害・建物被害を、平成29年度末までに半減

平成16年度に実施した県の被害想定：想定宮城県沖運動型地震の場合

* 人的被害 120～1000人 60～500人

* 建物被害 1600～4600棟 800～2300棟

実現のための基本方向

自助・共助・公助に
よる
地域防災力の強化
【予防対策・ソフト】

地震・津波に強い
まちづくりの推進
【予防対策・ハード】

機能的な
体制の整備
【応急・復興対策：ソフト・ハード】

自らの身を自らが守る
という意識の醸成(自助)
地域の安全を地域が
守る体制の整備(共助)
実効的な
防災体制の整備(公助)

耐震化の推進
地震や津波に
強い施設づくり

災害応急体制の整備
生活支援体制の充実

施
策
の
柱

アクションプログラムの施策の体系図

【実現のための基本方向】

【施策の柱】

【具体的な施策】

自助・共助・公助による地域防災力の強化

自らの身を自らが守るという意識の醸成 (自助)

- 地域における被災リスクの認知等に対する支援
 - ・防災ワークショップ等の開催支援、安全安心促進基本計画の策定支援、土砂災害危険箇所の周知
- 県民向け防災関連情報の発信
 - ・県ホームページ等による情報発信、テレビ及び広報誌などによる情報発信
- 県民が自ら地震時に命を守る取組の支援
 - ・県立防災センターの利用促進、家具類の転倒防止策の普及
- 学校における防災教育の推進
 - ・学校教職員への防災講習会、学校における防災訓練及び防災教育の実施
- 事業者が実施する防災対策の充実強化
 - ・津波による浸水想定区域内事業者の対策支援、BCP策定支援、保安教育の実施
- 県・市町村が実施する実践的防災訓練の充実強化
 - ・総合防災訓練や地域における防災訓練の実施と訓練への住民参加

地域の安全を地域が守る体制の整備 (共助)

- 自主防災組織の充実強化
 - ・自主防災組織防災ワークショップの実施、自主防災組織リーダーの育成
- 消防団の充実強化
 - ・消防団員の確保と教育の実施
- 市町村の防災力強化への支援
 - ・市町村に対する図上訓練の実施及び普及、土砂災害危険箇所の位置等の情報提供
- 防災関係機関との連携強化
 - ・総合防災訓練や自衛隊との協同訓練の実施、広域緊急援助隊等訓練の実施

実効的な防災体制の整備 (公助)

- 防災訓練の充実強化
 - ・実践的な図上訓練の実施、防災関係機関の訓練への参加、非常通信訓練の実施
- 初動体制の強化
 - ・非常連絡参集訓練、通信通報システムの更新、緊急地震速報通報システムの活用
- 災害対策本部体制の強化
 - ・災害対策本部支援室のマニュアルの整備、訓練の実施、広域応援に対する受援体制の整備
- 危険物等施設における保安の確保
 - ・石油コンビナートの防災体制の強化、危険物等施設への立入検査の実施

地震・津波に強いまちづくりの推進

耐震化の推進

- 民間建築物の耐震化の推進
 - ・木造住宅、災害拠点病院、福祉施設等の耐震化の促進
- 公共建築物等の耐震化の推進
 - ・県有、市町村有公共建築物(病院、福祉施設等を含む)の耐震化の促進
- 学校施設の耐震化の推進
 - ・市町村立小中学校、県立高等学校及び私立学校の耐震化の促進
- 公共構造物の耐震化等の推進
 - ・水道施設、農業用施設、岸壁、臨港道路の耐震化の促進

地震や津波に強い施設づくり

- 防災性の高いまちづくりの推進
 - ・土地区画整理事業の促進、急傾斜地崩壊防止対策、地すべり防止対策の推進
- 避難地、避難路の整備確保
 - ・避難路(漁村、街路)及び避難地(都市公園、漁村)の整備の促進
- 津波防災施設の整備
 - ・海岸保全施設の整備及び機能強化
- 消火体制の整備
 - ・消防本部等の消防施設、設備の整備の促進、消防職員及び消防団の教育訓練の実施

機能的な体制の整備

災害応急体制の整備

- 災害時要援護者の避難体制の整備
 - ・災害時要援護者避難支援プログラムの策定の促進、災害時要援護者の避難訓練の実施
- 救急救助、医療体制の整備
 - ・災害拠点病院等の防災マニュアルの作成、DMATの活動マニュアルの作成、ヘリポートの確保
- 応急給水・応急給電体制の確立
 - ・応急給水、給電確保のための計画策定など体制の整備
- 食料、生活必需品等の確保
 - ・備蓄の促進、食料・生活必需品の確保体制の確立
- 緊急輸送体制の整備
 - ・緊急輸送道路の整備の促進、橋梁の耐震化
- 被災建築物等の応急危険度判定体制の整備
 - ・応急危険度判定実施体制の整備、被災宅地危険度判定実施体制の整備
- 迅速な災害復旧条件体制の整備
 - ・災害復旧技術職員の育成、地籍調査の実施
- 避難行動への支援
 - ・迅速な交通規制等の実施、避難住民等の安全確保
- 県内に在住する外国人が暮らしやすい地域づくり
 - ・多言語サポーターに対する防災に関する講習会の実施

生活支援体制の充実

- 被災者相談窓口の開設
 - ・県民総合相談窓口の開設、被災者相談窓口の開設
- 被災者の生活支援の推進
 - ・被災者生活再建支援制度等の周知、災害ボランティアの体制整備、中小企業支援対策の推進
- 被災者保健福祉対策の推進
 - ・災害時の健康支援体制整備、こころのケア体制の整備、食品衛生対策リーフレットの作成
- 廃棄物処理体制の整備
 - ・市町村震災廃棄物処理計画の策定支援、災害廃棄物仮置場所等候補地の確保支援

第2章 体系ごとの個別アクションの内容

個別アクションの構成

1 自助・共助・公助による地域防災力の強化

1 - (1) 自らの身を自らが守るという意識の醸成（自助）

- ア 地域における被災リスクの認知等に対する支援
- イ 県民向け防災関連情報の発信
- ウ 県民が自ら地震時に命を守る取組の支援
- エ 学校における防災教育の推進
- オ 事業者が実施する防災対策の充実強化
- カ 県・市町村が実施する実践的防災訓練の充実強化

1 - (2) 地域の安全を地域が守る体制の整備（共助）

- ア 自主防災組織の充実強化
- イ 消防団の充実強化
- ウ 市町村の防災力強化への支援
- エ 防災関係機関との連携強化

1 - (3) 実効的な防災体制の整備（公助）

- ア 防災訓練の充実強化
- イ 初動体制の強化
- ウ 災害対策本部体制の強化
- エ 危険物等施設における保安の確保

2 地震・津波に強いまちづくりの推進

2 - (1) 耐震化の推進

- ア 民間建築物の耐震化の推進
- イ 公共建築物等の耐震化の推進
- ウ 学校施設の耐震化の推進
- エ 公共構造物の耐震化の推進

2 - (2) 地震や津波に強い施設づくり

- ア 防災性の高いまちづくりの推進
- イ 避難地、避難路の整備確保
- ウ 津波防災施設の整備
- エ 消火体制の整備

3 機能的な体制の整備

3 - (1) 災害応急体制の整備

- ア 災害時要援護者の避難体制の整備
- イ 救急救助、医療体制の整備
- ウ 応急給水・応急給電体制の確立
- エ 食料、生活必需品等の確保
- オ 緊急輸送体制の整備
- カ 被災建築物等の応急危険度判定体制の整備
- キ 迅速な災害復旧条件の整備
- ク 避難行動への支援
- ケ 県内に在住する外国人が暮らしやすい地域づくり

3 - (2) 生活支援体制の充実

- ア 被災者相談窓口の開設
- イ 被災者の生活支援の推進
- ウ 被災者保健福祉対策の推進
- エ 廃棄物処理体制の整備

1 自助・共助・公助による地域防災力の強化

1-1 (1) 自らの身を自らが守るといふ意識の醸成(自助)

ア 地域における被災リスクの認知等に対する支援

自分たちが生活する地域が、様々な災害に対してどのような危険性があるのか事前に十分把握しておくことが、災害発生時の地域住民自らの迅速かつ的確な防災行動につながります。そのため、地域における被災リスクに関する情報等の提供を行うとともに、地域住民が参画する防災ワークショップの開催などを支援します。

	アクション名	具体目標				担当部局・課室
		項目	H20年度末数値	数値目標	達成時期	
1	地域における防災ワークショップの開催等を支援	防災ワークショップの開催等に関する講習会の実施回数 (市町村が実施する防災ワークショップの企画開催支援を含む)	1回/年	1回/年	平成22年度	総務部 総合防災室
2	地域の安全安心促進基本計画(津波)の策定を支援	地域の安全安心促進基本計画(津波)の策定市町村数	7市町村	12市町村	平成29年度	県土整備部 河川課
3	住民に対する土砂災害危険箇所の周知	土砂災害警戒区域等(全14,348箇所)の指定箇所数 (1)	1,536箇所	5,586箇所	平成29年度	県土整備部 砂防災害課
4	農業用ダム決壊避難地図(農業用ダム決壊ハザードマップ)の作成	決壊時のハザードマップを作成した農業用ダムの箇所数	-	5箇所	平成29年度	農林水産部 農村建設課

1:「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、住民へ土砂災害危険箇所を周知するもの。

イ 県民向け防災関連情報の発信

県民一人ひとりの防災意識を高めることが、県全体の防災力の強化につながります。そのため、県民がいつでも防災に関する情報を得ることができるよう、広報紙やホームページなどにより情報を提供します。

	アクション名	具体目標				担当部局・課室
		項目	H20年度末数値	数値目標	達成時期	
5	広報紙等による情報発信	新聞や県の広報紙等による、防災週間に合わせた意識啓発に関する記事の掲載回数	2回/年	2回以上/年	平成29年度 (継続して実施)	総務部総合防災室 総合政策部広聴広報課
6	ホームページ等による情報発信	県の防災ポータルホームページなどによる、災害時の心得、時期にあった情報等の提供	随時	随時	平成29年度 (継続して実施)	総務部総合防災室 総合政策部広聴広報課
7	県警ホームページ、テレビ放送及びミニ広報誌等を活用した防災広報の推進	県警ホームページ、テレビ放送及びミニ広報誌等を活用した防災広報の実施	随時	随時	平成29年度 (継続して実施)	県警察本部

ウ 県民が自ら地震時に命を守る取組の支援

地震が発生した場合、県民一人ひとりが自らの命を守る意識を高めることが、被害の軽減につながります。そのため、平常時から取り組むべき家具類転倒防止策や災害時に必要な対応などに関する研修や体験の機会を増やします。

アクション名	具体目標			担当部局・課室
	項目	数値目標	達成時期	
8 災害状況と求められる対応を知るための防災センターの利用促進	岩手県立防災センターへの来館者数	11,567人	平成25年度	総務部 総合防災室
9 家具類転倒等による被災の未然防止策の普及強化	防災センター及び防災指導車における研修や体験者数	20,300人	平成29年度	総務部 総合防災室

エ 学校における防災教育の推進

児童、生徒の時期から災害に対する正しい知識と適切な行動を理解しておくことが、防災意識を社会全体に根付かせることにつながります。そのため、公立学校における防災教育や防災訓練などを実施します。

アクション名	具体目標				担当部局・課室
	項目	H20年度末数値	数値目標	達成時期	
10 防災教育の実施	津波の被害が想定される区域を学区とする小中学校及び津波の被害が想定される県立学校等(以下「特定校」という。)における防災教育の実施率	77%	100%	平成25年度	教育委員会事務局 学校教育室
11 学校教職員を対象とした防災講習会の実施による防災教育の支援	沿岸市町村の小中学校の教職員を対象とした津波防災講習会の開催率(市町村単位)	67%	100%	平成22年度	総務部 総合防災室
12 沿岸地区小中学校等への出前講座の実施	沿岸市町村の小中学校を対象とした津波防災等に関する出前講座の開催数	1回以上/年	5回以上/年	平成29年度	県土整備部 河川課
13 学校における防災訓練の実施	学校における地震又は津波による災害を想定した防災訓練の実施率	91%	100%	平成25年度	教育委員会事務局 学校教育室
14 地域と連携した訓練等の実施	特定校において地域と連携した訓練等の防災に係る取り組みを行っている学校の率	30%	100%	平成25年度	教育委員会事務局 学校教育室

才 事業者が実施する防災対策の充実強化

事業所等企業施設が被災した場合、従業員や顧客の安全確保とともに、事業活動の継続と地域防災活動への貢献も期待されています。そのため、事業所ごとの防災対策計画や事業継続計画（BCP）の策定などを支援します。

アクション名	具 体 目 標			担当部局・課室
	項 目	数値目標	達成時期	
15 津波による浸水想定区域内事業者の防災対策の支援	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画の策定率	100%	平成 29 年度	総務部 総合防災室
16 事業所等に対する事業継続計画（BCP）の策定の支援	事業継続計画（BCP）策定促進のための研修会の開催回数 火薬類・高圧ガス・石油類関係各事業者は、地震等の災害時に事業所がとるべき措置などを明確にし、従事者に対して適切な保安教育を行う回数	3 回 1 回以上 / 年	平成 23 年度 平成 29 年度 (継続して実施)	商工労働観光部 経営支援課 総務部 総合防災室
17 保安教育の実施		1 回以上 / 年		総務部 総合防災室

力 県・市町村が実施する実践的防災訓練の充実強化

災害が発生した場合、地域住民自らが防災関係機関と連携しながら迅速かつ適切な行動を起こすことが重要となります。そのため、住民が参加することができる総合防災訓練を実施するとともに、市町村ごとに地域の特性を活かした防災訓練の実施を支援します。

アクション名	具 体 目 標			担当部局・課室
	項 目	数値目標	達成時期	
18 総合防災訓練における地域住民の参加促進	地域住民等の積極参加を促すため、土日等の開催を基本として実施する回数	1 回 / 年	平成 29 年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室
19 防災訓練（市町村）の実施	各市町村における防災訓練の実施回数	1 回 / 年	平成 29 年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室
20 津波防災訓練（市町村）の実施	津波防災訓練の実施市町村数	12 市町村	平成 29 年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室

1-(2) 地域の安全を地域が守る体制の整備（共助）

ア 自主防災組織の充実強化

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識に基づき組織として、地域ぐるみの防災力を支えます。そのため、県内全域の自主防災組織率を高めるとともに、自主的な活動が効果的に行われるよう自主防災組織リーダーの育成などを支援します。

アクション名	具 体 目 標			担当部局・課室
	項 目	数値目標	達成時期	
21 自主防災組織率の向上	県内全世帯数に対し、自主防災組織がその活動範囲として組織されている地域の世帯数の割合	75%	平成25年度	総務部 総合防災室
22 地域の防災意識の向上	防災ワークショップを自ら開催(県が企画支援をした場合を含む)した市町村数	22市町村	平成29年度	総務部 総合防災室
23 自主防災組織の育成に対する支援	市町村が行う防災ワークショップの開催方法などに関する講習会の実施	1回/年	平成22年度	総務部 総合防災室
24 自主防災組織リーダーの育成	自主防災組織のリーダー育成研修会の開催に伴う受講者数	240名	平成29年度	総務部 総合防災室

イ 消防団の充実強化

消防団は、地域における消防防災の中核及びリーダーとして重要な役割を担っています。そのため、若者や女性などの団員の確保や団員への教育訓練の充実などの取組みを支援します。

アクション名	具 体 目 標			担当部局・課室
	項 目	数値目標	達成時期	
25 消防団員の確保	県内市町村消防団員条例定数に対する実員数の割合	100%	平成29年度	総務部 総合防災室
26 女性の消防団員への入団促進	県内の女性消防団員数	800人	平成29年度	総務部 総合防災室
27 消防団員への教育訓練の実施	消防に関する知識・技能の教育訓練及び自主防災組織の育成・指導のため教育訓練の実施人数	12,000人/年	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室

ウ 市町村の防災力強化への支援

災害が発生した場合、迅速な応急対策を講じるためには、市町村における高い防災対応力が必要となります。そのため、市町村が実施する図上訓練や孤立化想定地域対策の推進を支援するとともに、市町村地域防災計画の見直しや土砂災害危険箇所の情報提供を促進します。

アクション名	具 体 目 標			担当部局・課室
	項 目	数値目標	達成時期	
28 図上訓練の実施	図上訓練を実施した市町村数	-	10 市町村	総務部 総合防災室
29 図上訓練の企画支援	図上訓練の実施方法に関する講習会の開催回数	-	1 回以上 / 年	総務部 総合防災室
30 [再掲] 地域の防災体制づくりに対する支援	市町村が行う防災ワークショップの開催方法などに関する講習会の実施回数	1 回 / 年	1 回 / 年	総務部 総合防災室
31 市町村地域防災計画の見直し	地域防災計画を3年以内に見直しを行った市町村数	24 市町村	34 市町村	総務部 総合防災室
32 孤立化想定地域対策の推進	平成 20 年度県実施調査において、固定電話以外の通信手段・ヘリポート(陸路以外の移動手段)が整っていない地域の解消	通信手段なし: 23 地域 ヘリポートなし: 279 地域	通信手段なし: 0 地域 ヘリポートなし: 0 地域	総務部 総合防災室
33 土砂災害危険箇所の位置等の情報提供の促進	災害情報連絡協議会等における Web システムの利用促進研修、広報等	1 回 / 年	1 回 / 年	県土整備部 砂防災害課

エ 防災関係機関との連携強化

災害が発生した場合、県民、地域団体、行政及び防災関係機関が一体となった対応が必要となります。特に、消防、警察及び自衛隊など防災関係機関との連携が重要となります。そのため、多くの防災関係機関が参加する総合防災訓練を継続的に実施するとともに、防災関係機関が企画する訓練に参加しながら相互の連携を強化します。

アクション名	具 体 目 標			担当部局・課室
	項 目	H20 年度未数値	数値目標	
34 防災関係機関と連携した訓練の実施	関係機関との連携強化を目的とした、実態に即した実践的な総合防災訓練の実施回数	1 回 / 年	1 回 / 年	総務部 総合防災室
35 防災関係機関と連携した会議の開催	津波対策に係る関係機関との連携強化を目的とした、津波対策連絡協議会の開催回数(他会議との併催も含む)	1 回 / 年	1 回以上 / 年	総務部 総合防災室

第2章 体系ごとの個別アクションの内容

36	自衛隊との連携強化	自衛隊が企画する訓練への参加自治体数	1 県 7 市町村	1 県 34 市町村	平成 29 年度	総務部 総合防災室
37	近隣県との連携強化	平常時からの応援協定を締結している近隣県数	-	3 県	平成 29 年度	総務部 総合防災室
38	ヘリコプターの運用調整	大規模災害時におけるヘリコプター運用調整計画の策定	策定 (平成 21 年度)	(随時見直し)	平成 29 年度	総務部 総合防災室
39	広域緊急援助隊等訓練の実施	広域緊急援助隊の練度向上及び広域的連携の推進を目的とした、他県警察部隊及び関係機関との合同訓練実施回数	3 回 / 年	3 回 / 年	平成 29 年度 (継続して実施)	県警察本部

1 - (3) 実効的な防災体制の整備（公助）

ア 防災訓練の充実強化

災害が発生した場合、迅速かつ的確な情報収集や応急対策を講じるためには、各行政機関における高い防災対応力が必要となります。そのため、より実態に即し、実効性のある総合防災訓練や図上訓練を実施するとともに、防災関係機関が企画する訓練に参加しながら防災対応力を強化します。

アクション名	項目	具体目標			担当部局・課室
		H20年度未数値	数値目標	達成時期	
40 総合防災訓練の実施	実態に即した実動訓練、図上訓練等、実効性のある総合防災訓練の実施回数	1回/年	1回/年	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室
41 図上訓練の実施(県)	県災害対策本部(本部支援室を含む)の機能強化を図るために実施する図上訓練の企画実施回数 (被害想定は海溝型地震及び津波を基本とする)	1回/年	1回/年	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室
42 [再掲] 図上訓練の実施(市町村)	図上訓練を実施した市町村数	-	10市町村	平成29年度	総務部 総合防災室
43 防災訓練(県庁舎等)の実施	県庁舎及び各地区合同庁舎(行政センター庁舎を含む)における火災及び地震を想定した防災訓練の実施率	0%	100%	平成23年度	総務部 管財課
44 指定金融機関と県関係部署との連結訓練	指定金融機関などにかかる店舗影響状況を調べるため、県関係部署との連絡訓練を実施	-	1回/年	平成29年度 (継続して実施)	出納局
45 非常通信訓練の実施	平常時使用している通信手段が使用できない状況下における、非常通信ルートの検討及び確認	2回/年	2回/年	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室
46 [再掲] 防災訓練(市町村)の実施	各市町村における、防災訓練の実施回数	1回/年	1回/年	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室
47 [再掲] 津波防災訓練(市町村)の実施	津波防災訓練の実施市町村数	12市町村	12市町村	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室
48 [再掲] 防災関係機関が企画する訓練への参加	自衛隊が企画する訓練への参加自治体数	1県7市町村	1県34市町村	平成29年度	総務部 総合防災室
49 [再掲] 広域緊急援助隊等訓練の実施	広域緊急援助隊の練度向上及び広域的連携の推進を目的とした、他県警察部隊及び関係機関との合同訓練実施回数	3回/年	3回/年	平成29年度 (継続して実施)	県警察本部

イ 初動体制の強化

災害が発生した場合、迅速かつ正確な情報に基づき初動時の体制を確立したうえで、必要な情報を収集しながら応急対策を講じる必要があります。そのため、県災害対策本部各部、広域支部及び地方支部ごとの初動対応マニュアルの整備を促進するとともに、全国瞬時警報システムを活用した情報の伝達の推進などを支援します。

アクション名	具 体 目 標				担当部局・課室
	項 目	H20年度未数値	数値目標	達成時期	
50 初動対応マニュアルの整備	初動対応マニュアルを整備している県の課室等及び出先機関の数	60%	100%	平成23年度	総務部 総合防災室
51 広域振興局等による防災体制の構築	初動対応マニュアルを整備している広域支部及び地方支部の数	9%	100%	平成23年度	総務部 総合防災室
52 非常招集連絡訓練の実施	非常招集連絡訓練の実施回数	1回以上/年	1回以上/年	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室
53 非常招集連絡訓練(県警)の実施	全警察職員の危機管理能力向上を目的とした非常招集連絡訓練の実施回数	2回以上/年	2回以上/年	平成29年度 (継続して実施)	県警察本部
54 気象情報等伝達の高質化	総合防災情報ネットワークシステムの更新による機能の向上	100% (整備済み)	随時更新	平成29年度	総務部 総合防災室
55 震度情報の迅速な把握・伝達	震度情報ネットワークシステムの更新による機能・信頼性の向上	100% (整備済み)	随時更新	平成22年度	総務部 総合防災室
56 災害情報等の的確な伝達	防災行政情報通信ネットワークシステムの更新による機能・信頼性の向上	100% (整備済み)	随時更新	平成29年度	総務部 総合防災室
57 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備	全国瞬時警報システム(J-ALERT)を設置している県、市町村数	1県5市町	1県34市町村	平成22年度	総務部 総合防災室
58 全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用した住民への情報伝達の推進	全国瞬時警報システム(J-ALERT)と同報系防災行政無線や有線放送等との自動接続している市町村数	5市町	25市町村	平成22年度	総務部 総合防災室
59 情報通信手段及び情報収集体制の整備	移動通信システムの整備、衛星携帯電話の更新、ヘリテレ映像の活用等の促進等	-	-	平成29年度 (継続して実施)	県警察本部

ウ 災害対策本部体制の強化

災害が発生した場合、県が一体的に防災対策を行うためには、県災害対策本部の体制を強化する必要があります。そのため、県災害対策本部の機能を円滑にする支援室の体制を強化するとともに、緊急消防援助隊の受援計画を策定するなど連携を強化します。

アクション名	具 体 目 標				担当部局・課室
	項 目	H20年度未数値	数値目標	達成時期	
60 災害対策本部支援室の体制強化	災害対策本部支援室マニュアルを整備のうえ、班員による訓練や研修会を実施する回数	-	1回以上/年	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室
61 災害対策本部支援室対応スペース等の確保・強化	災害対策本部支援室の対応スペース(4階特別会議室)の拡張及び備品の整備	整備済み (平成21年度)	随時見直し	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室
62 緊急消防援助隊の受援計画の策定	緊急消防援助隊の受援計画の策定	策定 (平成21年度)	随時見直し	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室
63 緊急消防援助隊の充実強化	充実強化を図るため、全消防本部の担当課長等を集めたミーティングの実施回数	1回/年	1回/年	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室

エ 危険物等施設における保安の確保

災害が発生した場合、危険物等施設においては第一に安全の確保を図る必要があります。そのため、石油コンビナートの防災訓練や防災計画の見直しを行うとともに、関係行政機関による立入検査等を継続的に実施します。

アクション名	具 体 目 標				担当部局・課室
	項 目	H20年度未数値	数値目標	達成時期	
64 石油コンビナート防災訓練の実施	石油コンビナート等災害防止法に基づく久慈県国家石油備蓄基地事務所における訓練の実施回数	1回/年	1回/年	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室
65 石油コンビナートにおける防災体制の充実強化	岩手県石油コンビナート等防災計画のアセスメントによる計画見直し	1回/年	1回/年	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室
66 危険物等施設の立入検査の実施	関係行政機関は、火薬類・高圧ガス・石油類関係各事業者に対する立入検査等を通じ、地震等の災害時に事業所がとるべき措置などを確認し、必要な指導を行う。	毎年度の重点計画による (1/3事業所、1/5事業所など)	毎年度の重点計画による (1/3事業所、1/5事業所など)	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室

2 地震・津波に強いまちづくりの推進

2 - (1) 耐震化の推進

ア 民間建築物等の耐震化の推進

災害が発生した場合、建築物の倒壊から命を守るとともに、多数の負傷への対応に備え医療活動における拠点の確保を図る必要があります。そのため、木造住宅や要援護者等が利用している社会福祉施設等の耐震化を促進するとともに、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院や二次救急医療機関の耐震化を促進します。

アクション名	項目	具体目標			担当部局・課室
		H20年度未数値	数値目標	達成時期	
67 木造住宅の耐震化の促進	木造住宅の耐震化率	69% 1	80%	平成 27 年度	県土整備部 建築住宅課
68 災害拠点病院の耐震化の促進 (公共・民間)	災害時に医療救護活動の拠点となる災害拠点病院(11病院)の耐震化率	81% (9 病院)	100% (11 病院)	平成 29 年度	保健福祉部 医療国保課
69 二次救急医療機関の耐震化の促進 (公共・民間)	災害時に地域の拠点となる二次救急医療機関(災害拠点病院を除く。28 病院)の耐震化率	39% (11 病院)	71% (20 病院)	平成 29 年度	保健福祉部 医療国保課
70 老人福祉施設等の耐震化の促進 (公共・民間)	老人福祉施設等(特養ホーム・養護ホーム・軽費ホーム・老健施設、計 197 施設)に係る施設建物の耐震化率	88% (174 施設)	92% (182 施設)	平成 29 年度	保健福祉部 長寿社会課
71 障がい児施設等の耐震化の促進 (公共・民間)	障がい児施設、障がい者福祉施設、指定障がい者福祉サービス事業所(通所施設を除く。計 53 施設)に係る施設建物の耐震化率	64% (34 施設)	83% (43 施設)	平成 29 年度	保健福祉部 障がい保健福祉課
72 児童入所施設等の耐震化の促進 (公共・民間)	児童入所施設(児童養護施設、乳児院、情緒障がい児短期治療、母子生活支援施設、婦人保護施設(計 12 施設)に係る施設建物の耐震化率	33% (4 施設)	83% (10 施設)	平成 29 年度	保健福祉部 児童家庭課
73 福祉施設の耐震化の促進 (公共・民間)	保育所、児童館(計 223 棟)に係る施設建物の耐震化率	57% (128 棟)	75% (168 棟)	平成 29 年度	保健福祉部 児童家庭課

1 H20年度未数値は、H10年及びH15年住宅・土地統計調査データに基づく推計値である。

イ 公共建築物等の耐震化の推進

災害が発生した場合、県及び市町村が有する庁舎や警察署等の公共施設は、利用している多くの県民の命を守るために、防災対策の拠点として機能する必要があります。そのため、構造上必要な耐震化を有していない県有施設や市町村有施設の耐震化を促進します。

アクション名	具 体 目 標				担当部局・課室
	項 目	H20年度未数値	数値目標	達成時期	
74 県有施設(庁舎)の耐震化の促進	県庁舎及び各市区合同庁舎(行政センター庁舎を含む)の耐震化率	38%	62%	平成29年度	総務部 管財課
75 県有施設(社会福祉施設)の耐震化の推進	県有施設(社会福祉施設・3施設)の耐震化率	67% (2施設)	100% (3施設)	平成29年度	保健福祉部 (企画室・各所管課)
76 県有施設(社会福祉施設以外・保健福祉部所管)の耐震化の推進	防災拠点となる県有施設(社会福祉施設以外の保健福祉部所管の9施設)の耐震化率 (9施設:福祉総合相談センター、児童相談所(2)、いわてリハビリテーションセンター、環境保健研究センター、高等看護学院(3)、ふれあいランド、福祉の里)	67% (6施設)	78% (7施設)	平成29年度	保健福祉部 (企画室・各所管課)
77 県有施設(県立病院)の耐震化の促進	県立病院の耐震化率 (新耐震基準により建設された病院数19+耐震補強工事完了病院数3÷26病院)	85%	88%	平成27年度	医療局 管理課
78 県有施設(警察施設)の耐震化の促進	警察施設の耐震化率	93%	100%	平成27年度	県警察本部
79 市町村有施設(庁舎)の耐震化の促進	市町村有施設(庁舎)の耐震化率	53%	60%	平成27年度	県土整備部 建築住宅課
80 市町村有施設(公営住宅)の耐震化の促進	市町村有施設(公営住宅)の耐震化率	97%	100%	平成27年度	県土整備部 建築住宅課
81 旧松尾鉱山坑廃水中和処理施設の耐震補強工事(耐震化率の向上)	坑廃水中和処理施設の耐震化工事の耐震化率	7%	100%	平成28年度	環境生活部 環境保全課

ウ 学校施設の耐震化の推進

学校施設は、多くの児童・生徒が通学していることから、災害時にはその命を守るとともに、地域の避難所としての機能を果たす必要があります。そのため、構造上必要な耐震化を有していない校舎等の耐震化を促進します。

アクション名	具 体 目 標			担当部局・課室
	項 目	H20年度未数値	数値目標	
82 県立学校の校舎、体育館等の耐震化の促進	岩手県耐震改修促進計画に基づく県立学校の校舎、体育館等の耐震性を有する建物の割合	75%	100%	教育委員会事務局 教育企画室
83 私立学校の耐震化の促進	私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の耐震性を有する建物の割合	68%	71%	総務部 総務室
84 市町村立学校の校舎、体育館等の耐震化の促進	岩手県耐震改修促進計画に基づく市町村立学校の校舎、体育館等の耐震性を有する建物の割合	60%	75%	教育委員会事務局 教育企画室

エ 公共構造物の耐震化の推進

災害により漁港、農業用ダム、水道施設などの公共構造物が破壊された場合、地域に大きな被害をもたらすとともに、県民生活に大きなダメージを与えます。そのため、重要な公共構造物の耐震化を促進します。

アクション名	具 体 目 標			担当部局・課室
	項 目	H20年度未数値	数値目標	
85 水道施設の耐震化の促進	市町村等における耐震化計画の策定率	8%	100%	環境生活部 県民くらしの安全課
86 老朽ため池(農業用ダムを含む)の改修整備	改修・整備を行った、ため池・農業用ダムの箇所数	5箇所	32箇所	農林水産部 農村建設課
87 県管理漁港における耐震強化岸壁(物揚場)の整備の促進	県管理漁港における耐震強化岸壁(物揚場)の漁港整備数	2漁港	8漁港	農林水産部 漁港漁村課
88 県管理漁港における臨港道路耐震化の整備の促進	県管理漁港における臨港道路耐震化の漁港整備数	-	2漁港	農林水産部 漁港漁村課
89 耐震強化岸壁の整備	重要港湾4港の耐震強化岸壁の整備済バース数	1港 (釜石港)	-	県土整備部 港湾課

2-(2) 地震や津波に強い施設づくり

ア 防災性の高いまちづくりの推進

災害が発生した場合、市街地においては火災の延焼が広がるなど都市機能が麻痺することが想定されることが、山間部などにおいては土砂災害等の発生が懸念されます。そのため、市街地の整備を推進するほか、砂防事業を計画的に推進し、災害に強いまちづくりを推進します。

アクション名	項目	数値目標			担当部局・課室
		H20年度未数値	数値目標	達成時期	
90 山地災害防止施設等の整備	山地災害防止施設等の整備地区数の割合	52%	59%	平成22年度	農林水産部 森林保全課
91 市街地の整備 (土地区画整理事業の促進)	土地区画整理事業による事業完了地区数	135地区	147地区	平成29年度	県土整備部 都市計画課
92 (社会資本整備総合交付金による事業の促進)	社会資本整備総合交付金による事業完了地区数	7地区	34地区	平成29年度	県土整備部 都市計画課
93 無電柱化(県管理道路)の推進	県管理道路(3,070m)における無電柱化の整備率	5% (平成21年度末)	100%	平成25年度	県土整備部 道路環境課
94 砂防事業(土石流)の推進	砂防事業(土石流)の完了箇所数 ラック(保全家5戸以上)が対象(ラック 2,204箇所)	184箇所	202箇所	平成29年度	県土整備部 砂防災害課
95 急傾斜地崩壊対策事業の推進	急傾斜地崩壊対策事業の完了箇所数 ラック(保全家5戸以上)が対象(ラック 1,792箇所)	266箇所	284箇所	平成29年度	県土整備部 砂防災害課
96 地すべり対策事業の推進	地すべり対策事業の完了箇所数 (全191箇所)	17箇所	-	平成29年度 (継続して実施)	県土整備部 砂防災害課

イ 避難地、避難路の整備確保

津波や地震などの災害が発生した場合、人的な被害を軽減するためには、住民や観光客等の迅速かつ安全な避難が重要となります。そのため、避難地や避難路の整備を促進します。

アクション名	項目	数値目標			担当部局・課室
		H20年度未数値	数値目標	達成時期	
97 避難地(漁村関連)の整備の促進	漁村における避難地の整備箇所数	13箇所	18箇所	平成29年度	農林水産部 漁港漁村課
98 避難路(漁村関連)の整備の促進	漁村における避難路の整備数	69路線	75路線	平成29年度	農林水産部 漁港漁村課

第2章 体系ごとの個別アクションの内容

99	避難地(都市公園)の整備の促進	都市公園の供用面積	1,325.8 ha	1,404.8 ha	平成29年度	県土整備部 都市計画課
100	避難路(街路事業)の整備の促進	街路事業の整備延長	4.0km	8.1km	平成28年度	県土整備部 都市計画課

ウ 津波防災施設の整備

津波による災害が発生した場合、人的等の被害を軽減するためには、海岸保全施設の役割が重要となります。そのため、水門陸間の遠隔操作化の促進や防潮堤などの海岸保全施設の整備を推進します。

アクション名	項目	数値目標		達成時期	担当部局・課室
		H20年度末数値	数値目標		
101 海岸保全施設の機能強化	水門陸間の遠隔操作化を行う施設数	32基	41基	平成29年度	県土整備部 河川課
102 海岸保全施設の整備	津波対策の必要な海岸延長に対する整備済み延長	72%	74%	平成29年度	県土整備部 河川課

エ 消火体制の整備

地震による火災が発生した場合、命の安全を確保するためには、地域における消火体制の整備が重要となります。そのため、市町村における消防施設や設備の整備を促進するとともに、漁村における消防活動用道路や消防ポンプ車の整備などを促進します。

アクション名	項目	数値目標		達成時期	担当部局・課室
		H20年度末数値	数値目標		
103 [再掲] 消防団員への教育訓練の実施	消防に関する知識・技能の教育訓練及び自主防災組織の育成・指導のため教育訓練の実施人数	毎年12,000人	毎年12,000人	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総防災室
104 消防施設、設備の整備の促進	市町村・消防本部における消防施設、設備を促進 (市町村・消防本部:耐震性貯水槽、消防ポンプ自動車等) (消防団:小型ポンプ車、災害防御用資材等)	随時更新	随時更新	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総防災室
105 消防施設(農業施設)の整備の促進	防火水槽の整備数	9基	24基	平成29年度末	農林水産部 農村建設課
106 消防施設(漁港施設)の整備の促進	漁村における消防施設(防火水槽・消化栓)の整備数	55箇所	71箇所	平成29年度末	農林水産部 漁港漁村課
107 漁村における消防活動用道路の整備の促進	漁村における消防活動用道路の整備数	4路線	14路線	平成29年度末	農林水産部 漁港漁村課

3 機能的な体制の整備

3 - (1) 災害応急体制の整備

ア 災害時要援護者の避難体制の整備

災害が発生した場合、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害対応力の低い災害時要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する必要があります。そのため、災害時要援護者避難支援プログラムの策定や福祉避難所等への受入体制の整備を促進します。

	アクション名	具体目標			担当部局・課室
		項目	H20年度未数値	数値目標	
108	災害時要援護者避難支援プログラムの策定の促進	災害時要援護者避難支援計画の全体計画を策定している市町村数	8市町	全34市町村	保健福祉部 地域福祉課
109	災害時要援護者の避難訓練の実施	県の総合防災訓練の際に県社会福祉協議会と連携し、要援護者の避難訓練の実施回数	1回/年	1回/年	保健福祉部 地域福祉課
110	災害時要援護者の福祉避難所等への受入体制の整備	福祉避難所を整備、又は、社会福祉施設等を福祉避難所として指定している市町村数	2市町	27市町村	保健福祉部 地域福祉課

イ 救急救助、医療体制の整備

大規模な災害が発生した場合、各地域に多数の負傷者が発生するとともに、医療施設では停電や断水等により機能が著しく低下することが想定されます。そのため、災害拠点病院における防災マニュアルの整備やDMATの現地活動マニュアルの整備を促進します。また、ヘリポートの確保や救急救命士の育成を図りながら迅速な救急救助体制の整備を促進します。

	アクション名	具体目標			担当部局・課室
		項目	H20年度未数値	数値目標	
111	災害拠点病院における防災マニュアルの整備促進	災害拠点病院での防災マニュアル更新率(防災マニュアルは全11病院で整備済)	82%	100%	保健福祉部 医療国保課
112	県立病院における防災マニュアルの整備促進(DMAT派遣に関する事項)	県立病院の防災マニュアルの整備率(防災マニュアルの医療救護チーム派遣に関する規定等について、岩手DMAT運営要綱等の施行に伴い、その要綱等に沿った内容に整備)	-	100%	医療局 管理課
113	DMATの現地活動マニュアルの整備	岩手DMATの現地活動マニュアル(災害医療アクションカード)の作成	-	100%(作成)	保健福祉部 医療国保課

第2章 体系ごとの個別アクションの内容

114	災害医療従事者に対する研修会の開催	県内の医師を対象とした外傷初期診療の講習会(PTLS講習会)を実施	-	100% (実施)	平成22年度	保健福祉部 医療国保課
115	救急救命士の育成支援	県単位研修会等の実施回数	-	2回/年	平成22年度	総務部 総合防災室
116	救急救命活動の充実・強化	救急救命士の人数	328人 (H21.4.1現在)	必要に応じて 補充、増員	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室
117	ヘリポートの確保	各機関でヘリポートの位置や付近の設備・施設等の情報を共有し、発災時における迅速な対応に資する	ヘリポート等の確認	ヘリポートの全数の 1/3を毎年確認 (継続して実施)	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室

ウ 応急給水・応急給電体制の確立

大規模な災害が発生した場合、上水道や電力といったライフライン及び企業が提供する工業用水道施設に障害が発生することが想定されます。そのため、市町村等における応急給水確保体制の整備や県営工業用水道の早期復旧体制の整備などを促進します。

アクション名	項目	具体目標			達成時期	担当部局・課室
		H20年度未数値	数値目標			
118 応急給水確保のための体制整備 (災害応急給水計画関連)	市町村等における災害応急給水計画の策定率	19%	100%	平成29年度	環境生活部 県民くらしの安全課	
119 応急給水確保のための体制整備 (工業用水道関連)	「災害時における県営工業用水道施設の応急対策用資機材の調達及び復旧要員の確保に関する協定」の締結	締結業者15社 (全施設対象)	所管全施設対象 を継続	平成29年度 (継続して実施)	企業局 経営総務室、業務課	
120 応急給電確保のための体制整備	「災害時における県営発電施設の応急対策用資機材の調達及び復旧要員の確保に関する協定」の締結	締結業者5社 (全施設対象)	所管全施設対象 を継続	平成29年度 (継続して実施)	企業局 経営総務室、業務課	

工 食料、生活必需品等の確保

大規模な災害の発生に備え、水・食糧・生活必需品等の確保に努めておく必要があります。そのため、各家庭における備蓄の推進や流通備蓄の協定の締結などを促進します。

アクション名	項目	具体目標			達成時期	担当部局・課室
		H20年度未数値	数値目標			
121 災害時の備蓄の推進(県、市町村、県民)	県民に対し、3日分程度の水・食料の備蓄の奨励を図るための広報の実施	随時	随時	平成29年度 (継続して実施)	総務部 総合防災室	
122 災害時における食糧・飲料・生活必需品の確保及び緊急輸送体制の確立	図上訓練の実施回数 (及び対応マニュアルの見直し(随時))	1回/年	1回/年	平成29年度 (継続して実施)	環境生活部 県民くらしの安全課	

第2章 体系ごとの個別アクションの内容

123	流通備蓄の推進(生活必需品等)	食料、生活必需品等の取扱業者等との災害時の協定締結数	24団体	30団体	平成29年度	総務部 総合防災室
124	流通備蓄の推進(食料)	災害時に必要な食料(水産食品を除く)の調達に関する協定締結数	8団体	9団体	平成21年度	農林水産部 流通課
125	木炭の調達及びあっせん	災害時に必要な木炭の調達等に関する協定締結数	1団体 (協定を締結)	1団体 (協定の活用)	平成29年度 (継続して実施)	農林水産部 林業振興課

才 緊急輸送体制の整備

大規模な災害が発生した場合、救助、救急、医療、消防活動及び緊急物資等の輸送手段を確保する必要があります。そのため、緊急輸送道路における橋梁の耐震化や危険箇所等の整備など緊急輸送体制の整備を促進します。

アクション名	項目	具体目標		担当部局・課室
		H20年度未数値	数値目標	
126	緊急輸送道路の整備の促進	5% (2/40)	98% (39/40)	県土整備部 道路建設課 都市計画課
127	緊急輸送道路の整備の促進 (県管理道路の橋梁の耐震化)	79%	92%	県土整備部 道路環境課
128	緊急輸送道路の整備の促進 (県管理道路の道路防災総点検危険箇所の整備)	15%	100% (長期) 2	県土整備部 道路環境課

1 道路の中期計画(東北地方版)(H20～H24)に基づく

2 長期 5年以上継続的に実施。成果を出すために事業を長期間実施する

力 被災建築物等の応急危険度判定体制の整備

大規模な災害が発生した場合、被災した建築物及び宅地について、余震等による危険性の判断をする必要があります。そのため、被災建築物・宅地の応急危険度判定を実施する体制の充実を図ります。

アクション名	項目	具体目標		担当部局・課室
		H20年度未数値	数値目標	
129	被災建築物応急危険度判定実施体制の整備	947人	1,000人程度	県土整備部 建築住宅課
130	被災宅地危険度判定実施体制の整備	422人	500人	県土整備部 都市計画課

中 迅速な災害復旧条件体制の整備

災害が発生した場合、迅速な災害復旧を進める必要があります。そのため、災害復旧技術職員の育成や農業災害復旧専門技術者の養成を図るとともに、土地に関する情報を事前に把握する地籍調査の実施を促進します。

アクション名	具体目標				担当部局・課室
	項目	H20年度未数値	数値目標	達成時期	
131 災害復旧技術職員の育成	県・市町村職員を対象とした災害復旧技術講習会の開催数	1回/年	1回/年	平成29年度 (継続して実施)	県土整備部 砂防災害課
132 農村災害復旧専門技術者の確保・育成	農村災害専門技術者の認定者数	106名	122名	平成29年度	農林水産部 農村建設課
133 地籍調査の実施	早期復旧に必要な土地情報(所有者、筆界など)を事前に明確にしておくための地籍調査の進捗率	82.4%	85.6%	平成29年度	農林水産部 農村計画課

ク 避難行動への支援

災害が発生した場合、多くの地域住民が一斉に避難するため、避難路や避難所において相当な混乱が想定されます。そのため、警察による交通規制や警戒活動により避難住民等の安全の確保に努めます。

アクション名	具体目標				担当部局・課室
	項目	H20年度未数値	数値目標	達成時期	
134 迅速な交通規制等の実施	迅速な交通規制等による避難路等の確保	-	-	平成29年度 (継続して実施)	県警察本部
135 避難住民等の安全の確保	避難所及び被災地域に対する警戒活動の強化	-	-	平成29年度 (継続して実施)	県警察本部

ケ 県内に在住する外国人が暮らしやすい地域づくり

県内に在住する外国人への対応として、災害時の避難場所において、外国人の支援に当たるボランティア等が必要です。そのため、防災に関する講習を実施するなどして多言語サポーターの資質向上を図ります。

アクション名	具体目標				担当部局・課室
	項目	H20年度未数値	数値目標	達成時期	
136 多言語サポーターの資質向上	県国際交流協会の多言語サポーターに対する防災に関する講習の実施	不定期	1回/年	平成26年度	地域振興部 NPO・文化国際課

3 - (2) 生活支援体制の充実

ア 被災者相談窓口の開設

災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、様々な相談に応じる窓口の設置が必要となります。そのため、県民相談窓口の開設や移動交番などによる相談窓口を開設します。

アクション名	具 体 目 標				担当部局・課室
	項 目	H20 年度未数値	数値目標	達成時期	
137 県民総合相談窓口の開設	年1回の図上訓練 対応マニュアルの見直し	1回/年 1	1回/年 2	平成29年度	環境生活部 環境生活企画室
138 被災者相談窓口等の開設	移動交番及び「被災者サポート隊」の設置運用による被災住民の相談・要望への対応	-	-	平成29年度 (継続して実施)	県警察本部

- 1 現行のマニュアルは、相談窓口を開設し、各部局の管理担当に各種専門相談窓口等の設置状況を照会したうえで、相談窓口一覧表を作成することとしている。
- 2 相談項目が概ね想定されていることから、予め相談窓口一覧表を整理しておく。

イ 被災者の生活支援の推進

災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、それぞれの被害状況等に応じた生活支援が必要となります。そのため、生活支援を行う災害ボランティアの体制整備を促進するとともに、被災者生活再建支援制度等の周知や中小企業支援対策などを継続して実施します。

アクション名	具 体 目 標				担当部局・課室
	項 目	H20 年度未数値	数値目標	達成時期	
139 被災者生活再建支援制度等の周知・啓発	被災者生活再建支援制度等の支援制度の周知及び災害事務担当者への研修会の実施	1回/年	1回/年	平成29年度 (継続して実施)	保健福祉部 地域福祉課
140 被災者の生活支援を行う災害ボランティアの体制整備	災害ボランティアと関係機関との連携を図るためのボランティアリーダーの人材養成	延べ225人	延べ340人	平成29年度 (継続して実施)	保健福祉部 地域福祉課
141 被災者の住宅復興支援の推進	災害時における応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る木材の確保等に関する協定の締結	100% (協定を締結)	100% (協定の活用)	平成29年度 (継続して実施)	農林水産部 林業振興課
142 中小企業支援対策の推進	災害救助法が適用される大規模災害が発生した場合に、県単融資制度「中小企業災害復旧資金」により必要とされる資金を融資する。	100% (融資制度設置済)	100% (融資制度の活用)	平成29年度 (継続して実施)	商工労働観光部 経営支援課

ウ 被災者保健福祉対策の推進

心身ともに大きなダメージを受ける被災者に対し、行政関係機関の一体となった支援が必要となります。そのため、保健活動マニュアル、栄養管理支援マニュアル及びびこころのケアマニュアルの策定を促進するとともに、必要に応じて食品衛生対策リーフレットの見直しに努めます。

アクション名	具体目標				担当部局・課室
	項目	H20年度未数値	数値目標	達成時期	
143 災害時の健康支援体制整備の促進 (保健活動)	災害時保健活動マニュアルの策定	-	100% (策定)	平成22年度	保健福祉部 保健衛生課
144 災害時の健康支援体制整備の促進 (栄養管理)	災害時栄養管理支援マニュアルの策定	-	100% (策定)	平成22年度	保健福祉部 保健衛生課
145 災害時のこころのケア体制の整備	災害時のこころのケアマニュアルの策定	-	100% (策定)	平成23年度	保健福祉部 障がい保健福祉課
146 災害時の食品衛生対策リーフレットの作成	災害時の家庭における食品衛生対策に係るリーフレットの見直し	リーフレット 作成済	随時見直し	平成29年度	環境生活部 県民くらしの安全課

エ 廃棄物処理体制の整備

大規模な災害が発生した場合、被災した建物や家財道具等の大量のがれき・ごみ等の廃棄物が発生することが想定されます。そのため、市町村における震災廃棄物処理計画の策定や廃棄物の仮置場の確保を支援します。

アクション名	具体目標				担当部局・課室
	項目	H20年度未数値	数値目標	達成時期	
147 市町村震災廃棄物処理計画の策定 支援	市町村震災廃棄物処理計画を策定している市町村の割合	94% (33 / 35)	100%	平成23年度	環境生活部 資源循環推進課
148 災害廃棄物仮置場等候補地の確保 支援	災害廃棄物仮置場所を処理計画で具体的に指定している市町村の割合 (具体的に指定していないが計画に盛り込んでいる場合を含めると31市町村(88.6%))	31% (11 / 35)	100%	平成29年度	環境生活部 資源循環推進課